

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 建物の取壊し

Q. 古家付きの土地を購入しました。建物を壊して倉庫を建てる予定ですが、この場合の建物の取得価額と取壊し費用は、どのような取扱いになりますか？

A. 当初から建物を取り壊して土地を取得する目的であった場合は、土地の取得価額に算入しなければなりません。

法人税では、建物等の存する土地を建物とともに取得し、その後おおむね1年以内にその建物等の取壊しに着手するなど、当初からその建物等を取り壊して土地を取得することが明らかであると認められる場合は、その取壊し時の帳簿価額及び取壊し費用は、土地の取得価額に算入することとなっています。

つまり、当初からその建物等を取り壊して土地を利用することが明らかであると認められる場合は、その建物等の帳簿価額及び取壊し費用は土地の取得価額に算入しなければならないということで、この取扱いは、次のような場合にも適用されます。

① 借地権とともに取得した建物等を取り壊した場合

② 自己の有する土地の上に存する借地人の建物を取得し、これを取り壊した場合

なお、1年以内というのは、建物の取得が本来の用途に供するためのものではないことの一つの例示にすぎませんので、1年を超えて取り壊しをしているからといって、土地の取得価額に算入しなくてよいということではない点に注意が必要です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5401.htm>

★ 期中に役員になった者に対する給与

Q. 期中に役員になった者に対する給与は、どのように取り扱われますか？

A. 役員就任後の給与が定期同額であれば、原則として、損金に算入することができます。

法人税では、役員給与を損金に算入するには、給与が「定期同額給与」「事前確定届出給与」「利益連動給与」でなければならないとされています。

ところで、お尋ねのように期中で役員になった場合の給与ですが、これについては、役員に就任した後の給与の額が定期同額給与の要件(役員就任後に支給される役員給与が1ヶ月以下の一定の期間ごとで、各支給時期における支給額が同額である)を満たしていれば、その給与の額は損金に算入できるとされています。

これは、使用人時における雇用契約が一旦終了して、新たに役員としての委任契約が

始まるということですから、役員給与の改定とはみなされないからです。

ただし、事業年度の途中で使用人を役員にする場合は、それなりの経営上の理由や臨時株主総会を開催するなどの実態が伴っていなければなりません。

なお、定時株主総会での就任以外で役員に就任する場合には、手続上、「事前確定届出給与」「利益連動給与」は認められません。

消費 税

★ 輸出物品販売場制度の免税販売手続が電子化

Q. 消費税の輸出物品販売場制度における免税販売手続が電子化されるそうですが、どのようなになるのですか？

A. 令和2年4月1日から電子化されます。

令和2年4月1日から、消費税の輸出物品販売場制度における免税販売手続が電子化されます。免税販売手続の方法は、次のとおりです。

①旅券(パスポート)等の提示・情報の提供

輸出物品販売場を運営する事業者は、購入者から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受けます。

②非居住者であることの確認

事業者は、①で提示を受けた旅券等により、購入者が非居住者であることを確認します。

③購入者に対して必要事項を説明

事業者は、免税対象物品を購入する購入者に対し、その免税対象物品が国外へ輸出するため購入されるものであることなどを説明します。

④免税対象物品の引渡し

事業者は、販売する物品が消耗品である場合には、指定された方法により包装し、購入者に引き渡します。

⑤購入記録情報の提供

事業者は、免税販売の際、一定の事項を記録した電磁的記録をネット回線等を通じて国税庁長官に提供します。

⑥購入記録の保存

事業者は、⑤の情報を保存しておきます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/01.pdf>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/03.pdf>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/02.pdf>

所 得 法

★ 転勤費用を会社が負担する場合

Q. 東京支店をオープンしたことから、社員を転勤させます。この場合の費用を会社で負担した場合、どのような取扱いになりますか？

A. 会社が従業員に転勤を命じ、その転勤のために必要な費用を会社が負担するといったことは一般的によく行われていることですが、こうした転勤に伴い従業員が受ける金品については、その金品がその転任に伴う転居のための旅行に通常必要な支出(引越し費用等)に充てるため支給されるもので、その旅行に通常必要と認められるものについては、所得税法上、非課税として取り扱われています。

なお、この場合の非課税になる金品とは、その旅行に必要な運賃、旅泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路、もしくは期間の長短、宿泊の要否、転勤者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内のものをいうのですが、その範囲内かどうかの判断に当たっては、

- ①その支給額が、その支給される従業員のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- ②その支給額がその支給をする会社と同業種、同規模の他の会社の従業員が一般的に支給される金額に照らして相当として認められるものであるかどうかによって判定されます。

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2508.htm>

★ 昇給分を上乗せ支給する場合

Q. 当社では、今月の給与に昇給した金額を上乗せして支給する予定です。この場合、源泉徴収はどのようにになりますか？

A. 合計した金額に対して源泉徴収します。

会社が給与規定の改定に伴ってその差額分を支給する場合の源泉徴収の取扱いは、次のように行うこととなっています。

- ①通常の給与に差額分を上乗せして支給する場合・・・通常の給与と改定差額分との合計額に対する税額を計算して源泉徴収します。
- ②通常の給与を支給した後日に、差額分を支給する場合(支給月は同じ)・・・差額分を支給する場合には、通常の給与と改定給与差額分との合計額に対する税額から通常の給与に対する税額(当初の源泉税額)を差し引いた金額に相当する税額を源泉徴収します。
- ③差額分の支給をした後日に通常の給与を支給する場合(支給月は同じ)・・・差額分支給時にはその差額分に対する源泉税額を徴収し、通常の給与を支給するときは、通常の給与と改定給与差額分との合計額に対する税額から差額分を支給したときの税額(当初の源泉税額)を差し引いた金額に相当する税額を源泉徴収します。

なお、改定給与差額分を一時に支給する場合、この方法によると徴収税額が多額になることもあることから、この方法によらず、改定給与差額分を賞与として徴収税額を計算することも認められています。